**平成２２年（フ）第４４８２号**
東京都江東区南砂５丁目24―８―503
破産者　小沼　文明
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４６５３号**
東京都江戸川区中央２丁目28―19―202
破産者　高原　　正
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４７５４号**
東京都足立区千住仲町27―２―501
破産者　山田加奈子（旧姓宮下）
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４８３０号**
東京都北区浮間１丁目12―１―406
破産者　岩本　一恵
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４８４０号**
東京都北区赤羽北２丁目19―10―307
破産者　宮腰　　昇
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４８４６号**
東京都世田谷区深沢５丁目16番15号
破産者　プロミストランド有限会社
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第４９４６号**
東京都墨田区東向島４丁目７―13―107
破産者　銘苅　　正
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５０９２号**
東京都品川区大井５丁目１―30―302
破産者　福原　孝弘
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５１６８号**
東京都大田区大森南３丁目23―８―304
破産者　辰田　輝美（旧姓池田）
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５１７７号**
千葉県佐倉市王子台６丁目41―13
破産者　櫻井ひとみ
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５２３９号**
東京都板橋区板橋３丁目34―９―101
破産者　杉浦　　一
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５２４５号**
東京都練馬区西大泉６丁目２―10―206
破産者　三ツ村栄太郎
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５２７１号**
千葉県松戸市常盤平３丁目24―１　常盤平公団住宅３―６―407
破産者　関　　力一
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５３１３号**
埼玉県草加市栄町１丁目８―12―503
破産者　松永　英路
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５３１６号**
埼玉県坂戸市伊豆の山町11―14―302
破産者　宮岡　浩二
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５３１９号**
東京都杉並区松ノ木２丁目11―１―301
破産者　木村　隆彦
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５３３２号**
東京都西東京市芝久保町５丁目２―36
破産者　志村　敏夫
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５３３４号**
千葉県市川市湊新田２丁目６―11―204
破産者　八木　貞光
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５３８６号**
神奈川県川崎市中原区上平間572
破産者　鈴木　康嗣
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５３９７号**
千葉県佐倉市表町２丁目７―４―101、住民票上の住所東京都板橋区前野町４丁目48―６―106
破産者　高橋　真二
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５３９８号**
千葉県佐倉市表町２丁目７―４―101
破産者　高橋　寿枝
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５４１３号**
神奈川県横浜市港北区篠原西町28―２―202
破産者　森川　暢三
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２２年（フ）第５４１６号**
埼玉県北本市朝日２丁目238―Ｂ―1302
破産者　大川信一郎
1　決定年月日　平成22年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部